

No.	主な論点	内 容	検討部会における意見等	検討の方向 ( A役割分担、B県と市町村の二重行政の解消、 C県の市町村への関与の是正、D国への制度改正要望 )
1	地域づくり	① 市町村合併により拡大した行政区域に対応した地域づくりのあり方について、新たな視点が必要 ② 市町村総合補助金等に頼らない自律的な市町村の地域づくりが必要 ③ 宝くじ収益金を財源とした助成事業は、毎年度平準化した助成実績となっていることから、簡素な配分ルールとする必要	・ 合併した市では、市役所や県が遠くなる。 ⇒ 国・県の立場は薄まっても良い。住民に身近なことは市町村で全て解決できることが理想で、県は広域的な業務や市町村のサポートを行い、国は外交や防衛などに限定していくことが理想。	A 市町村の区域内分権の推進に向けて、県と市町村が共同で研究 A 市町村の行財政基盤の状況を見ながら、市町村総合補助金等により支援 D 宝くじ収益金による助成事業の見直しについての国等への提言
2	特定地域の振興	① 特定地域の振興は、本格的な少子高齢化・人口減少社会の到来に伴い、課題等が広範化・複雑化していることから、過疎・山村等の法令ごとではなく、地域の実情を踏まえて一体的に対応する必要 ② 特定地域の振興のための財源は、より自由度の高いものに見直していく必要（国庫補助金：過疎地域集落等整備事業、地域間交流施設整備事業、豪雪地帯対策特別事業等） ③ 計画等の策定に係る協議・同意の事務は、縮小・廃止し、事務量の軽減を図る必要	特になし	A 都道府県・市町村への権限の移譲（過疎、山村法等の整理・統合を含む） D 特例措置の維持・拡大及び現行国庫補助金の自由度の高い財源化に向けた国への提言・要望 D 協議等の手続きの簡素化に向けた国への要望
3	地域交通	公共交通は地域の実情に応じて、一義的には市町村がその維持確保に努めるべきであるが、交通の特性として広域的観点から県の果す役割も多い。しかし、運輸行政は各県ごとに運輸支局を配置し国が直接行っており、市町村への周知徹底や助言等が行き届いていないのが実情（現在、県の法律上の位置付けが希薄）。	・ 今はバス事業者との調整は市町村が大部分を担うようになっているが、バス事業者は市町村の区域を超えて広域的に事業活動をしていることから、バス事業者との調整は、県が担うべきではないのか。 ⇒ 一義的には市町村であるが、県はバス事業者と接触する機会が多いので、専門性を持って、しっかりと市町村をバックアップしていきたい。	A 市町村は地域公共交通会議を設立し、住民等を交えながら地域の需要に応じた公共交通を検討・構築する。 A 県は、市町村に対して地域公共交通会議の設立を促し、地域の需要に応じた公共交通の構築を支援していく。
4	市町村行財政運営への助言等	① 市町村（特に小規模町村）において自律的な行財政運営のための組織能力が不足している。 ② 市町村の行財政運営に係るチェック・監視機能（ノウハウ等）が不足している。 ③ 市町村優先の行政システムを構築するため、当面は市町村の体制強化を目的とした国・県の助言等が必要となるが、市町村の自律的な行財政運営を妨げないよう注意する必要がある。	特になし	A 合併の推進（専門的人材の配置等）等による組織能力の向上 A 地方財政健全化法や公会計改革等への適切な対応 A 分かりやすい情報公開の徹底、市町村行財政に係る住民の意識啓発 A 付属組織の充実等による議会や監査委員の機能向上 A 上記4つを推進するための県の組織能力の向上（市町村の自律的な行財政運営が実現するまでの間） D 市町村に対する国・県の関与を縮小・廃止し、市町村の自立を推進するための必要な制度改正を国に要望
5	市町村の廃置分合並びに境界、名称及び地域の変更	市町村内の区域変更等の届出・告示の業務は15市町村へ権限移譲済みだが、20市町村への移譲が行われていない。	特になし	A 市町村の区域変更に関する事務について、県及び市町村を通じた事務の効率化の観点から、（県への届出事務を廃止し、自ら告示する。）全ての市町村に対し権限移譲を進めていく。

※ 「検討部会における意見等」欄について、移譲等に積極的な意見に○印、反対意見又は検討課題等に関する意見には●印を付している。

各行政分野における役割分担等の検討の状況【地域振興・総務検討部会】

No.	主な論点	内 容	検討部会における意見等	検討の方向 〔 A役割分担、B県と市町村の二重行政の解消、 C県の市町村への関与の是正、D国への制度改正要望 〕
6	市町村の国立大学法人等への寄付金支出	<p>【事務事業の必要性の観点からの問題点】</p> <p>① 地方財政再建促進特別措置法の規定により実施する事務であり、国と地方との間の財政秩序の維持のため事務であるが、市町村の主体的な判断に委ねて差し支えないものと考えられる。（最近では、平成17年度に2件、平成18年度に1件の実績）</p> <p>【地方分権の観点からの問題点】</p> <p>② 総務大臣協議には概ね2～3ヶ月程度の時間を要し、また、各市町村における協議書作成等に要する負担は大きいものがある。</p>	特になし	D 法定事項であることから、国への制度改正要望を行う。
7	予算・決算・条例制定改廃の報告	<p>① 県が市町村の（国が県の）行財政運営状況を把握し必要な助言を行うための制度であるが、普通地方公共団体において徹底した情報開示が行われているという前提と、電子化が浸透した現在の行政環境においては、既開示情報について主に紙媒体で報告を求める現行制度は、普通地方公共団体の行財政運営の自主性と効率性の両面から問題がある。</p> <p>② また、市町村の予算・決算状況については、例年の総務省調査により必要な情報が得られている。</p>	特になし	D 法定事項であることから、国への制度改正要望を行う。
8	特定非営利活動法人の認証事務等	<p>① 県が所轄庁となる特定非営利活動法人については、権限移譲した市町村にのみ事務所を置く場合には同市町村に、それ以外の場合には県(広域振興局等)に申請することとなり、申請者側にとってわかりにくい状況となっている。</p> <p>② 同規模の市町村間でも権限移譲を受けているところと受けていないところがあり、差異が生じている。</p>	○ 市町村の窓口で行えるほうが便利	A 同一の市町村の区域内のみに事務所を設置する法人の設立認証事務については、行政サービスの利便性向上の観点から、全ての市町村に対し権限移譲を進めていく。
9	国際交流及び国際協力	<p>① 地域の国際交流団体の活動が一層活発化されること。</p> <p>② 特に県央以外の地域の国際交流・協力活動の活発化が課題。</p>	特になし	A 県は、県国際交流協会への支援を通じて、地域の国際交流民間団体の活性化を図るとともに、県国際交流協会の自主的な運営が可能となるよう体制の構築を促していく。
10	一般旅券の発給	<p>① 権限移譲した市町村の住民は市町村で、それ以外の住民は県の窓口で申請することとなり、住民にとって分かりにくい状況となっている。</p> <p>② 権限移譲しない市町村住民のために県の旅券窓口を残しており、事務効率が悪化している。</p>	<p>○ 市町村の窓口で行えるほうが便利</p> <p>● 住民の職場を考えるとパスポートセンターの近傍にある市町村では事情が異なるのではないかと。</p> <p>⇒ 権限移譲に当たっては、住民の利便性が低下しないよう進める必要があるもの。</p>	A 一般旅券の申請受理及び交付に関する事務については、住民の利便性が向上する業務であることから、全ての市町村に対し権限移譲を進めていく。
11	文化振興	文化振興に関して、国、県、市町村等がそれぞれ、どの程度、どのような形で文化芸術の振興に関与するのか明確でない。	特になし	AB 望ましい姿を目指すうえで、県民の意見を反映した県条例や基本方針を策定するとともに、県民が文化の主たる担い手である考え方のもとに、県の役割、関与のあり方の原則的考え方を明らかにする。

※ 「検討部会における意見等」欄について、移譲等に積極的な意見に○印、反対意見又は検討課題等に関する意見には●印を付している。

各行政分野における役割分担等の検討の状況【地域振興・総務検討部会】

No.	主な論点	内 容	検討部会における意見等	検討の方向 〔 A役割分担、B県と市町村の二重行政の解消、 C県の市町村への関与の是正、D国への制度改正要望 〕
12	地域情報化	① 多くの中山間地域を有する本県においては、ブロードバンドなど情報通信基盤の整備が遅れている。また、その県民利用も全国と比較し低位にある。 ② 地上デジタル放送への完全移行（2001年）に向けて、難視聴地域が生じないようにする必要がある。 ③ ブロードバンド整備に向けた国の支援制度（交付金）は、規模の拡大や自由度を高めるなど、市町村が取り組みやすい条件の整備が必要である。	特になし	A 民間主導の情報通信基盤の整備が期待できない中山間地域などの条件不利地域においては、市町村が、国の財政支援なども導入しながら、その整備を進めていく。なお、その際は、最新の技術動向に留意しながら整備を行う必要。 A 県は、市町村の情報通信基盤の整備に向けた取組みに対し、その実情に応じた人的・財政的支援を行っていく。 同時に、民間主導の情報通信基盤の整備が促進されるよう、県、市町村、通信事業者等が連携し、県民の情報通信の利用拡大に向けた取組みを行っていく。 D 国策として進められた地上デジタル放送については、地域への支援策を充実するよう国に対し求めていく。
13	産業保安事務	岩手県内4市で権限移譲が一部実施済みであるが、その他の市町村においては広域振興局・地方振興局（盛岡、大船渡、宮古、二戸）が担当しており、権限移譲の方向が見出せていない。	特になし	A 産業保安事務のうち、その規制の効果が同一の市町村で完結するものについては、行政サービスの利便性向上の観点から、全ての市町村に対し権限移譲を進めていく。（そのため、消防本部を対象とした権限移譲の説明会開催などに取り組んでいく。）
14	その他		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ これからの県の役割としては、より専門性を高め、市町村を支援していくことが必要であり、そのため、県は、蓄積されたノウハウなどを組織として維持していく仕組みを検討してほしい。</li> <li>・ これからは、市町村も専門的な仕事をしていくことになるが、これらの市町村の専門的な仕事に対し、県として広域的な視点で調整等をしていくことが求められる。</li> <li>・ 権限移譲の考え方として、住民の利便性が低下しないよう、弾力的な対応を行う旨明記してほしい。 ⇒ 事務の内容により判断することとなるが、規制や均一のサービスを行っていくものは難しいと考える。</li> <li>・ 年間の件数が少なく専門性が高いのであれば、移譲の必要性に疑問を感じる。 ⇒ 市町村優先の行政システムと効率性のバランスは難しい問題であり、全庁的な検討課題としたい。</li> </ul>	

※ 「検討部会における意見等」欄について、移譲等に積極的な意見に○印、反対意見又は検討課題等に関する意見には●印を付している。

No.	主な論点	内 容	検討部会における意見等	検討の方向 〔 A役割分担、B県と市町村の二重行政の解消、 C県の市町村への関与の是正、D国への制度改正要望 〕
1	公害防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>工場や事業場などから排出される汚水やばい煙、粉じんなどの規制に関する届出の受理、計画変更・改善等の命令、報告徴収、立入検査等</li> <li>騒音、振動、悪臭を規制する地域の指定と指定された地域における規制基準の設定及び告示</li> <li>○ 一部希望する市町村にのみ権限を移譲している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 事務処理に当たって、専門的知識や技術が必要な分野であるが、現在のポイント制度による2年間の職員派遣では、ノウハウの蓄積は困難である。</li> <li>● 職員の配置・育成策の見通しを明確にしないまま移譲を進めると、住民が被るリスクが高まることが考えられる。</li> <li>● 大気汚染等の公害対策は、市町村単位ではなく、広域的に対応する必要があるのではないかと。</li> </ul>	<p>A 公害発生防止の規制及び監視事務については、事務が効果的に行われるとともに、住民からの環境保全要望に対して、市町村による主体的な対応がなされることから、市町村が担うことが望ましい。</p> <p>なお、当分の間、専門技術者の人材確保、知識技術の的確な伝達・定着を考慮し、市又はこれと同等規模の自治体が担っていくことが望ましい。</p> <p>ただし、事務を行うには、専門的知識・技術を有する職員の配置が必要であり、現在のポイント制度による2年間の職員派遣では、ノウハウの蓄積は困難な状況にある。</p>
2	化学物質対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>地球温暖化やオゾン層破壊の原因になるフロン回収業者の登録、届出受理等</li> <li>人の健康や生態系に有害なおそれがある化学物質に係る事業者からの排出量、移動量の届出受理、審査、公表等</li> <li>○ 一部希望する市町村にのみ権限を移譲している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 事務処理に当たって、専門的知識や技術が必要な分野であるが、現在のポイント制度による2年間の職員派遣では、ノウハウの蓄積は困難である。</li> <li>● 職員の配置・育成策の見通しを明確にしないまま移譲を進めると、住民が被るリスクが高まることが考えられる。</li> </ul>	<p>A 公害発生防止の規制及び監視事務については、事務が効果的に行われるとともに、住民からの環境保全要望に対して、市町村による主体的な対応がなされることから、市町村が担うことが望ましい。</p> <p>なお、当分の間、専門技術者の人材確保、知識技術の的確な伝達・定着を考慮し、市又はこれと同等規模の自治体が担っていくことが望ましい。</p> <p>ただし、事務を行うには、専門的知識・技術を有する職員の配置が必要であり、現在のポイント制度による2年間の職員派遣では、ノウハウの蓄積は困難な状況にある。</p>
3	土地利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>国土利用計画、土地利用計画の策定</li> <li>一定面積以上の取引を行った場合の届出及び利用目的審査</li> <li>遊休土地の利用促進</li> <li>○ 土地利用基本計画の改定は、自治事務であるにもかかわらず、国の地方支分局との事前調整や協議が必要。</li> <li>○ 市町村と県との書類のやりとりにより時間を要する。</li> </ul>	特になし	<p>A 住民を対象とした届出事務については、住民に身近であり、かつ、土地の現状等を把握している市町村が担うことが望ましい。</p> <p>D 土地利用基本計画の改定について、自治事務であるにもかかわらず、国の地方支分局との事前調整や国土交通省との事前協議及び同意が必須となっており、柔軟かつ迅速な運用が困難となっていることから、廃止すべきである。</p>
4	食の安全・安心	<ul style="list-style-type: none"> <li>農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する事務</li> <li>○ 事業者をその事業店舗等の展開地域によって「広域」「県域」に分類し、国と県で役割分担している。</li> <li>○ 県域事業者が製造した食品であっても、広域流通していること、県は組織体制が不十分であること及び検査機関を有していない等の問題がある。</li> </ul>	特になし	<p>D JAS法に基づく飲食物品の品質表示の点検及び事業者に対する指導・指示・事業社名等の公表・命令について、消費者の求める食品の安全安心を確実に担保する必要があり、県域事業者が製造した食品であっても、県内にとどまらず広域流通していることから、国において一括対応すべきである。</p>
5	物価対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>物資の買占め及び売り惜しみが行われる恐れがある場合、価格が異常に高騰し又は高騰する恐れがある場合の調査、指示、命令等</li> <li>○ 県内にのみ事業所等を有する事業者及び県内に店舗等を有する小売業者に係る事務を行っている。</li> </ul>	特になし	<p>A 調査、指示及び命令等の事務については、地域の実情に精通していることで、速やかな対応が期待できることから、市町村が担うことが望ましい。</p>
6	水道	<ul style="list-style-type: none"> <li>水道施設の計画的な整備及び清潔保持等のための計画策定、確認等</li> <li>○ 一部希望する市町村にのみ権限を移譲している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 事務処理に当たって、専門的知識や技術が必要な分野であるが、現在のポイント制度による2年間の職員派遣では、ノウハウの蓄積は困難である。</li> </ul>	<p>A 専用水道に関する確認及び簡易専用水道に関する命令等の事務については、事務処理の迅速化や地域の実情に応じた対応が期待できることから、市町村が担うことが望ましい。</p> <p>ただし、事務を行うには、専門的知識・技術を有する職員の配置が必要であり、現在のポイント制度による2年間の職員派遣では、ノウハウの蓄積は困難な状況にある。</p>

※ 「検討部会における意見等」欄について、移譲等に積極的な意見に○印、反対意見又は検討課題等に関する意見には●印を付している。

各検討部会における各行政分野における役割分担等の検討の状況【環境生活検討部会】

No.	主な論点	内 容	検討部会における意見等	検討の方向 〔 A役割分担、B県と市町村の二重行政の解消、 C県の市町村への関与の是正、D国への制度改正要望 〕
7	廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 廃棄物処理計画策定</li> <li>・ 一般廃棄物処理施設の許可・指導監督</li> <li>・ 産業廃棄物処理業・施設の許可、指導監督</li> <li>○ 産業廃棄物処理等については、市町村の区域を越えて運搬処理されることから、排出・運搬・処理の一連の活動を県が規制・監督しているが、周辺(市町村)の環境への影響も考慮する必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 事務処理に当たって、専門的知識や技術が必要な分野であるが、現在のポイント制度による2年間の職員派遣では、ノウハウの蓄積は困難である。</li> <li>● 職員の配置・育成策の見通しを明確にしないまま移譲を進めると、住民が被るリスクが高まることが考えられる。</li> <li>● 産業廃棄物処理施設の立入検査について、市町村では判断できないような場合には、県も対応できるようにする必要がある。</li> </ul>	<p>A 産業廃棄物処理施設の監視事務については、産業廃棄物処理施設が設置される市町村にも、施設や業者への報告徴収、立入調査権限を付与し、当面、県と共同で事務処理を行うことが望ましい。</p>
8	浄化槽	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 浄化槽の設置届出の受理</li> <li>・ 保守点検業者の登録</li> <li>・ 水質検査機関の指定</li> <li>○ 浄化槽の設置及び保守点検等について、設置届出受理を県(一部の市に移譲済)が、建築確認を特定行政庁(建築主事)が行っていることにより、業務の流れが煩雑になっている。</li> <li>○ 保守点検業者の登録を県が、清掃業者の許可を市町村が行っていることにより、関係業者への一貫した指導が困難な状況にある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市町村に権限を移譲した場合、登録業者の全県的な活動に対する指導等の責任が生じることになり、他市町村住民からの苦情対応等への負担が大きいのではないかとと思われる。</li> </ul>	<p>A 浄化槽の設置届出の受理の事務については、住民に身近な事務であることから、市町村が担うことが望ましい</p>
9	採石、砂利採取	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 砂利等の採取場の登録、認可、監督等</li> <li>○ 認可、監督については、一部希望する市にのみ権限を移譲している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 採取場は、市町村単位では数が限られており、また公共事業の関係で今後減少していくことが想定されることから、事務を集中し、広域的に対応した方が効率的な場合があるのではないかと。</li> </ul>	<p>A 砂利等の採取場の認可及び保守点検等の事務については、住民に身近な事務であることから、市町村が担うことが望ましい。</p>
10	鳥獣保護	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 鳥獣の捕獲許可、措置命令</li> <li>・ 鳥獣の飼養登録、措置命令</li> <li>・ 販売禁止鳥獣等の販売の許可</li> <li>・ 立入検査</li> <li>・ 狩猟免許</li> <li>○ 一般的に加害鳥獣となる20種の有害鳥獣の捕獲許可は、希望する市町村に移譲済み</li> <li>○ 学術研究の目的等による鳥獣の捕獲は、振興局が許可(複数の振興局にわたる場合は本庁が許可)</li> <li>○ 鳥獣の飼養登録、販売禁止鳥獣等の販売の許可は、事例が少ないので、市町村への移譲は不相当</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 有害捕獲に関しては、対象鳥獣に応じた広域的な視点での管理対策があり、一概に住民に身近な市町村が担うことが望ましいとは言えないのではないかと。</li> </ul>	<p>A 全県を対象とする計画策定や複数市町村間の調整事務を除き、住民に身近な市町村が担うことが望ましい。</p>
11	自然公園	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国定公園内の行為に関する許可及び届出の受理、報告の徴収、立入検査等</li> <li>○ 国定公園内の行為に関する届出の受理等について、希望する市町村に権限を移譲している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 自然公園について、早池峰は複数の市町村にまたがっているが、市町村が担うこととした場合、対応にばらつきが出るので、県の指導力を残した方がよいのではないかと。</li> </ul>	<p>A 国定公園内の行為の許可及び届出の受理については、申請者の利便性が向上するとともに、迅速な対応が可能になることから、市町村が担うことが望ましい。 なお、当該事務については、基準が明確なものが多いことから、市町村が逡巡するケースは少ないと思われる。</p>
12	環境学習	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 環境学習、環境保全活動の活発化を推進するための普及啓発等を実施</li> <li>○ 国は全国または東北ブロック単位、県は全県的、市町村は地域単位に環境学習を展開している。</li> <li>○ 国、県の両方において、環境学習の指導者育成や情報提供を実施している。</li> </ul>	<p>特になし</p>	<p>D 環境学習の推進について、国、県の両方において、指導者育成や情報提供を実施していることから、業務内容の整理が必要である。</p>

※ 「検討部会における意見等」欄について、移譲等に積極的な意見に○印、反対意見又は検討課題等に関する意見には●印を付している。

各検討部会における各行政分野における役割分担等の検討の状況【環境生活検討部会】

No.	主な論点	内 容	検討部会における意見等	検討の方向 〔 A役割分担、B県と市町村の二重行政の解消、 C県の市町村への関与の是正、D国への制度改正要望 〕
13	県民生活安全	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 犯罪のない安全安心なまちづくりに関する県民運動の展開による普及啓発・市町村との連携による地域の自主的な活動の促進</li> <li>・ 犯罪被害者等の支援</li> <li>○ 市町村では、地域安全活動に取り組んでいるが、地域の取組状況には温度差があること、凶悪な犯罪や新たな犯罪が増加していることから、条例を制定し、全県をあげて取り組んでいる。</li> </ul>	特になし	A 現行の役割分担のとおりであるが、市町村や県民、事業者の活動が活発になれば、県の役割は連絡調整的なものとなり、県は、広域性、専門性の観点から市町村を支援するとともに、連携・協力をして県民運動を展開する。
14	交通安全	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 交通安全計画の策定と推進</li> <li>・ 正しい交通ルールを守る県民運動の展開による普及啓発</li> <li>○ 交通安全対策基本法に基づき、国、県、市町村が分担し、啓発活動や道路交通環境の整備等を行っている。</li> </ul>	特になし	A 現行の役割分担のとおり
15	消費生活	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県民生活に関する啓発活動、教育、相談等</li> <li>○ 県民生活センター及び広域振興局等において、苦情処理及び相談を受け付けており、一部の市においてのみ同様の事務が実施されている。</li> </ul>	特になし	A 消費生活に関する相談事務について、地域住民に身近な市町村が第一的な窓口となることにより、住民の利便性が向上することから、市町村が消費生活相談窓口を設置し、住民からの相談を受け付けることとする。 ただし、市町村における体制整備が必要である。
16	地球温暖化対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地球温暖化対策に関する県民運動の展開による普及啓発</li> <li>・ 地域における取組み支援</li> <li>・ 事業者の温室効果ガス排出抑制の取組促進</li> <li>○ 国と地方が一体となって国民（県民・市町村民）運動を展開していく体制がとられていない。</li> </ul>	特になし	A 国、県、市町村が適切に役割分担するとともに、連携を強化していく必要がある。
17	エネルギー確保対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本県の地域特性を生かした新エネルギーの導入推進</li> <li>・ 県民、事業者への普及啓発</li> <li>○ 国、県、市町村が各々推進方策を講じている。</li> </ul>	特になし	A 現行の役割分担のとおりであるが、新エネルギーの導入促進のためには、国による一層の技術開発や制度的な仕組みづくりが必要と考える。
18	青少年対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 青少年育成プランの策定と実施</li> <li>・ 青少年活動交流センターを拠点とした普及啓発、相談等</li> <li>・ 市町村の取組支援</li> <li>・ 環境浄化条例に基づく監視、指導</li> <li>○ 国では全国規模に、県では全県的に、市町村では地域に限定した啓発活動を実施</li> </ul>	特になし	A 現行の役割分担のとおり
19	男女共同参画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 男女共同参画プランの策定と実施</li> <li>・ 男女共同参画センターを拠点とした普及啓発、相談等</li> <li>・ 市町村計画策定促進と市町村の取組支援</li> <li>・ 男女共同参画推進条例に基づく苦情処理制度の運用</li> <li>○ 国では全国規模に、県では全県的に、市町村では地域に限定した啓発活動を実施</li> </ul>	特になし	A 現行の役割分担のとおり

※ 「検討部会における意見等」欄について、移譲等に積極的な意見に○印、反対意見又は検討課題等に関する意見には●印を付している。

事務全体に係る意見：① 市町村の規模に大きな差があるので、小さな市町村でも事務の移譲に対応できるよう配慮してほしい。  
② 職員が少なくなっている中で、市町村の権限移譲の受け皿としてのあり方を考えていくべきではないか。

各行政分野における役割分担等の検討の状況【保健福祉検討部会】

参考1-3

【保健医療分野】

No.	主な論点	内 容	検討部会における意見等	検討の方向 A 役割分担、B 県と市町村の二重行政の解消、 C 県の市町村への関与の是正、D 国への制度改正要望
1	地域保健	<p>① 保健所の所管区域等について、市町村合併の進展等を踏まえ、二次医療圏にこだわらない再配置を検討する必要があるほか、事業、職員、設備等について、地方自治体の実情に応じた対応をとりにくいこと。</p> <p>② 保健所設置市については、政令市、中核市と人口 30 万人以上の数市に限定されていること。</p>	<p>○ 人口 30 万人にこだわることはない。やれるところはやったらいい。例えば、花巻地域と北上地域は同じ二次医療圏であるが、両方合わせても 30 万人にはならない。しかし、ここは 1 つの保健所がいい。</p> <p>● 保健所長については、現行通り医師の就任が適当。</p> <p>● 専門職の人材確保や財源がどう担保されるか不透明。</p> <p>● 県保健所の役割、特に医療分野も含めた保健衛生に係る県の機能を残す必要がある。</p>	<p>D 保健所所管区域、事業、職員、設備等について、複数の二次医療圏に一の保健所を設置するなど、都道府県の判断による弾力的な運用を認めること。</p> <p>D 一定規模の市において保健所が設置できるよう、国において保健所設置市についての法令改正及び基本指針見直しを行うこと。</p> <p>A 県において市町村合併の進展を踏まえた二次医療圏の見直し、一定規模以上の市に対する保健・医療・福祉システム構築に必要な事務の移譲を進めること</p>
2	社会福祉・衛生統計	厚生統計調査（国委託事務）のうち、特定の統計調査については、国の直接事務に引き上げることが可能。	○ 国に引き上げ、民間でやるというのがいい。	D 国が全国一律に実施している統計調査は、原則国で一元化して実施（可能なものについて調査の民間開放を促進）
3	健康増進	特定給食施設の指導や国民健康・栄養調査については、県が担うべき広域性や企画調整事務に該当しない業務であり、見直しが必要。	特になし	A 特定給食施設に対する指導検査や国民健康・栄養調査について、役割分担を見直し市町村への権限移譲を検討。なお、特定給食施設は栄養指導員（資格要件あり）を任命する必要がある。
4	難病対策	障害者対策と対象者や施策が重複する部分がある難病対策については、一部を市町村において実施することにより、患者の利便性向上や福祉サービスと連動したきめ細かな支援が可能となる。	<p>○ 特定疾患医療費受給者証の交付申請は、住民票等を取得した後、誤って市町村保健センターの窓口申請される例が多い。</p> <p>○ また、市町村においては、介護保険に該当しない難病の方のホームヘルプ対象者が把握できず苦慮している。</p> <p>● 相談支援の専門職確保については、市町村では限界がある。県のバックアップが必要。</p>	A 特定疾患の医療受給者証の交付申請受理は、患者の利便性及び在宅支援の総合的な実施の面から、市町村が実施することが望ましいこと。なお、事務処理体制の整備、個人情報保護の観点、及び療養支援（相談）における県と市町村の連携方策の検討が必要。
5	動物愛護管理	犬の捕獲、犬・ねこの引取り及び適正飼養に係る指導等については、県の振興局（保健所）が実施しているが、所管区域が広域で迅速な対応が困難。	<p>○ 犬・ねこの引取り等は移譲していいと思うが、抑留施設が課題。</p> <p>● 現在ある収容・保管施設をどうするのか具体案を示すべき。</p> <p>○ 施設等の譲渡又は貸与も可能。</p>	A 犬の捕獲、犬・ねこの引取り及び適正飼養に係る指導等の事務は、住民生活に密着した事務であり、迅速な処理のためにも市町村が担うことが適切。なお、獣医師等の専門職の確保、収容・保管するための施設整備が必要。収容・保管施設については、現在ある施設を貸与することは可能であるが、事務効率化の観点から市町村独自に設置することが望ましい。
6	薬務	<p>① 毒物劇物製造業のうち、製剤製造業・輸入業以外の業務については、登録が国、指導取締りが県と一貫した取扱いでないこと。</p> <p>② 毒物劇物販売者については、地域に多数登録されており、市町村実施が効果的・効率的。</p>	特になし	<p>D 毒物・劇物製造業のうち、国が行っている製剤製造業・輸入業以外の登録業務を都道府県に移管する。</p> <p>A 毒物劇物販売者の登録は、申請者の利便性向上等のため市町村で実施すること。なお、専門職員（毒物劇物監視員）の配置等の体制整備が必要。</p>

※ 「検討部会における意見等」欄について、移譲等に積極的な意見に○印、反対意見又は検討課題等に関する意見には●印を付している。

各行政分野における役割分担等の検討の状況【保健福祉検討部会】

No.	主な論点	内 容	検討部会における意見等	検討の方向 〔 A役割分担、B県と市町村の二重行政の解消、 C県の市町村への関与の是正、D国への制度改正要望 〕
7	精神保健	障害者自立支援法では、自立支援医療については県事務とされているが、障害者施策等における支援の主体は市町村に移行しており、事務的な精神通院医療受給者証の発行については市町村が行うことが望ましい。	○ 既に市町村事務となっている部分も多く、通院医療費に関しては移している。 ○ 他の障害者施策と同様、身近な市町村が担当すべき。 ○ 県の技術的支援、専門性の高い面の支援等を例示してはどうか。	A 自立支援医療給付事務には、申請等受付、受給者証交付、記載事項変更処理、診断内容の適合性判定、指定医療機関の適格性、診療請求内容の審査等がある。 このうち、事務的に処理できる受給者証の交付について市町村が行うこととするのは、受給者の利便に供するものである。 なお、県は診断書の判定等の技術的支援や精神保健上の技術向上等のための研修等専門性の高い面でのバックアップを行う。
8	未熟児養育医療ほか	低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療等については、保健所において実施しており、保健所が未熟児の家庭訪問を行う場合には、市町村の新生児訪問・乳幼児の保健指導は必要ないが、実際には市町村は未熟児も含め全ての児を対象として保健指導を行っている。	○ 市町村では新生児訪問を行っており、未熟児養育医療など移譲を受けられる部分はある。 ○ 市町村による未熟児訪問は、産後うつ対策、乳幼児健診、虐待予防の観点からも望ましい。	AB 未熟児は、健康管理上高度な専門性を要し、家庭訪問は体重、症状、家庭環境等を考慮して必要により実施されることから、市町村が未熟児の家庭訪問を行うことにより一貫した母子保健サービスを提供でき、保護者にとっても効率的かつ混乱なく指導を受けられる。 県は、市町村が専門性の高い未熟児の保健指導を行えるよう、医療機関と市町村等の広域調整を図り支援体制を整備する。
9	小児慢性特定疾患等	対象患者の認定及び療育指導は県（保健所）が実施主体であるが、日常生活用具給付事業は市町村が実施主体となっており、患者に対するきめ細かな支援が難しい。	○ 個人情報保護の観点から、地公法や個別法で規定されており、特別記述する必要はないのではないか。	A 対象患者の認定とその他の事業の実施主体を同一とし、市町村が担うことが望ましい。なお、専門医の確保、国との協議、より身近な市町村に「知られたくない」という心情への配慮が必要。中核市以外については、当分の間県が実施することになるが、患者に対するきめ細かな支援に必要な情報を市町村と共有し連携を図っていく。
10	育成医療	障害者自立支援法第54条に定められている自立支援医療のうち、育成医療（18歳未満を対象）については都道府県、更生医療（18歳以上を対象）については市町村が実施主体となっており、対象となる疾患が同じであっても年齢により申請先が異なっている。	○ 市町村で更生医療と一本でできる。	A 更生医療のノウハウがあること、新生児訪問、健診等の実施により県より情報が豊富であること、また、住民に対する相談窓口の総合化やワンストップサービスの観点から、より住民に身近である市町村で完結することが効果的・効率的である。 D なお、障害者自立支援法第53条（育成医療の医療費は都道府県が支給）の改正、市町村に対する医療費の財政措置、市町村における体制の整備、保健所のバックアップが必要。
11	医療行政	① 医師の養成・確保については、医科大学の定員や初期臨床研修制度の問題など、県レベルでは対応困難な課題が多い。 ② 国への各種免許申請や届出が身近なところでできないケースが多い。	○ 医師、看護師の養成確保は国の役割。政策医療の面が強く、県や市町村の事務にはなじみにくい。 ● 国、県、市町村ともに行政主導で医師確保に向けた取組みを進めてほしい。 ○ 免許関係が市町村窓口ということは、利便性向上につながる。	D 国は医師数抑制策の方針を転換し、医師養成・確保対策への関与を強めるべきである。 A 国への各種免許申請や届出の受理・進達等については、利用者の利便性・事務の効率化を考慮すると、県よりも市町村において事務を担う方が望ましい。（特例条例により既に一部市町村で受理しているが、現行法上県を経由する必要があるため、事務の効率化にはつながっていない。）事務効率化の観点からは、国への事務返上も考えられる。
12	看護行政	保健師、助産師、看護師等の厚生労働大臣免許について、国等への各種免許申請や届出が身近なところでできないケースが多い。	○ 免許関係が市町村窓口ということは、利便性向上につながる。	A 国への各種免許申請や届出の受理・進達等については、利用者の利便性・事務の効率化を考慮すると、県よりも市町村において事務を担う方が望ましい。（特例条例により既に一部市町村で受理しているが、現行法上県を経由する必要があるため、事務の効率化にはつながっていない。）事務効率化の観点からは、国への事務返上も考えられる。

※ 「検討部会における意見等」欄について、移譲等に積極的な意見に○印、反対意見又は検討課題等に関する意見には●印を付している。



各行政分野における役割分担等の検討の状況【保健福祉検討部会】

【福祉分野】

No.	主な論点	内 容	検討部会における意見等	検討の方向 〔 A 役割分担、B 県と市町村の二重行政の解消、 C 県の市町村への関与の是正、D 国への制度改正要望 〕
13	社会福祉	社会福祉審議会については、法により県及び中核市に必置の審議会とされているとともに、委員構成についても制限がある。	特になし	D 各個別法において、社会福祉審議会における審議を必須としている事務が複数あり、それらとの整合性を図るため必置規制の見直しは行わない。
14	民生委員委嘱手続き	民生委員については、法律に基づき市町村の民生委員推薦会の審議、県の社会福祉審議会の意見聴取を経て、国に推薦し委嘱されているが、社会福祉審議会の意見聴取は形式的なものとなっており、二重の審査となっていること。	特になし	A D 委嘱手続を、①市町村：民生委員推薦会で民生委員候補者の適格性等を審査し、県に推薦、②県：市町村から推薦された民生委員候補者を国に進達（社会福祉審議会での審議を省略）、と改めること。
15	中国帰国者の援護事務	中国帰国者の生活支援や生活保護世帯（町村）の就労支援等については、自立指導員等と連携して県が行っており、市町村は永住帰国時のみ関与（公営住宅への優先入居等）している状況にある。	特になし	A 中国帰国者の生活支援については、居住する地域の中で市町村や支援団体、住民による日常的な支援が求められることから、市町村において「地域生活支援プログラム」に基づく支援や各種福祉資源を活用した総合的な支援を担うことが望ましい。なお、市町村が実効性のある支援を行うには、生活保護業務との連動が必要。 この際、県は、中国帰国者支援の総合調整（制度周知、自立指導員の確保、関係機関との調整など）や全県的な支援団体の育成等を担う。
16	社会福祉法人指導事務	社会福祉法人の指導事務は、現在法定受託事務として県（知事）が行っているが、地域福祉の推進を図る上からも、市町村が指導事務を行うことが望ましい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市町村に移行することに問題ないか不安が残る。</li> <li>● 県として、社会福祉法人のあり方と並行し、移譲を含めた指導のあり方を検討すべき。</li> <li>● 研修体制、期間、内容の検討のほか、研修参加のための人員体制、実現についての見通しが課題。</li> <li>● 県に事務がなくなる場合、市町村や法人に対する助言やノウハウの提供が次第に困難になり、検討課題。</li> </ul>	A 市町村の区域内のみで事業を展開する市町村社会福祉協議会などについては、当該市町村が指導事務を行う。 このほか、市町村社会福祉協議会以外の法人については、例えば、人口10万人以上の市を先行して移譲を進めることも考えられる。 なお、市町村への移管に当たっては、法人の設立から解散等までの一連の事務（権限）を移管できるように関係課間の調整、市町村従事職員の専門性を高めるため研修体制の充実強化を図る必要がある。
17	生活保護	現在、県は町村分の生活保護業務を担っているが、福祉サービスを必要とする生活者は、生活保護を含めたワンストップによる総合相談支援を求めており、また、生活保護は最後のセーフティネットとして他の福祉制度の活用と一体的に実施する必要がある。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ サービスの総合的な提供という観点からは、市町村がワンストップで実施するのが望ましく、実際に一部事務組合で福祉事務所を設置した例がある。</li> <li>○ 市町村単位での福祉事務所設置、生活保護担当課を配置してはどうか。</li> <li>● 町村実施が望ましいとしても、人材や人件費の観点から厳しい。</li> <li>● 近隣の市への業務委託は、結果的にミニ振興局になりかねない。</li> <li>● 市への委託が望ましい場合もあるが、個別に条件等の検討が必要。</li> <li>○ サービス水準の平準化（市の良い点と県の良い点）のため、県による研修実施等の人材育成機能の充実や、人事交流を実施すべき。</li> <li>○ 将来は、市が実施機関、県が指導・監査、人材育成と役割分担。</li> </ul>	A 生活保護業務については、市と同様に主な福祉サービスを担う町村においても実施することが望ましい。 ただし、小規模な町村が、福祉事務所を設置し生活保護業務を担うには、財政面や人材面での課題があることから、近隣の市への業務委託を委託財源の確保を図りつつ、積極的に実施していく必要がある。（平成19年度から藤沢町に係る業務を県が一関市に委託実施） 県は、市町村の生活保護施行事務の指導・監査や不服申し立てを所管。

※ 「検討部会における意見等」欄について、移譲等に積極的な意見に○印、反対意見又は検討課題等に関する意見には●印を付している。

各行政分野における役割分担等の検討の状況【保健福祉検討部会】

No.	主な論点	内 容	検討部会における意見等	検討の方向 ( A役割分担、B県と市町村の二重行政の解消、 C県の市町村への関与の是正、D国への制度改正要望 )
18	介護保険（事業者指定等）	介護保険事業者指定等については、現在、介護給付サービス及び介護予防サービスについては県が、地域密着型サービスについては市町村等が行っており、身近な市町村で指定事務等を行うことが望ましい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 全部とはいかなくとも、保険者に指定権限を移譲した方がよい。</li> <li>● 問題のある事業者も少なくなく、それをどのように情報共有するかについては検討が必要だ。</li> <li>○ 介護保険事業者の指定及び指導は、保険者が行うことでいい。</li> <li>● 市町村権限に拡大は可能だが、地域密着型サービスに係る権限行使もスタートしたばかりであり、実態、課題等を検証しながら検討すべき。</li> <li>● 給付費を払う保険者と受け取る事業者の利害が「対立的」になることも考慮すべき</li> <li>● 市町村意見の反映などについては、県指定時の市町村同行等により改善の余地がある。</li> </ul>	A B 介護保険事業所の指定等は、市町村が行うべきものであるが、広域的に実施している一部事務組合や広域連合での取り扱い、広域的な展開を行っている事業者、介護保険施設の指定等の広域調整が必要な課題がある。
19	介護保険（報告徴収等）	介護保険事業者の報告徴収及び質問等については、現在、介護給付サービス及び介護予防サービスについては県が、地域密着型サービスについては市町村等が行っており、身近な市町村で実地指導等を行うことが望ましい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 施設の指導を行う場合には、同時に特定給食施設でもあることから、食品監視や栄養指導員による給食指導や行われる例がある。これなどは、県の中にそういう機能があるからできるわけであり、こういうものをうまく回すという観点も必要かと思う。</li> <li>○ 介護保険事業者の指定及び指導は、保険者が行うことでいい。</li> <li>○ 指定事務と一体で考えるべき。</li> </ul>	A 介護保険の報告徴収及び質問は、県及び市町村で行うことができるとされている。指定の事務と同様に、市町村への権限移譲は可能であるが、一部事務組合や広域連合での監査の取り扱い、広域的な展開を行っている事業者等の指導について課題がある。
20	老人福祉（有料老人ホーム）	老人福祉法上の有料老人ホームについては、市町村の方が利用者の把握、事業者の進出等について情報の入手がしやすい環境にあり、事前の適切なアドバイスが可能であるほか、総合的な福祉サービスの提供等が可能である。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 経営主体や利用者が、今後ますます広域化することが考えられ、今後の動向を見ながらの判断が必要。</li> </ul>	A 有料老人ホームの届出、報告徴収、立入調査については、市町村への権限移譲が望ましい。
21	老人福祉（許認可、届出受理等）	老人福祉法上の特別養護老人ホーム設置許可、居宅生活支援事業の届出受理等の権限は介護保険と一体的なものであり移譲が適当。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 老人施設の許認可についても移行が望ましい。</li> <li>● 法人設立認可についても移管と考えられるが、直接利害関係が出てくる恐れがあり、公正・公平の観点から従来どおりでいい。</li> <li>● 介護保険業務と一体で考えるべき。</li> </ul>	A 老人福祉法上の特別養護老人ホーム設置許可、居宅生活支援事業の届出受理等については、介護保険事業所の指定等と同様に、市町村への権限移譲が望ましい。
22	老人福祉（報告徴収等）	老人福祉法上の特別養護老人ホーム等の指導監査の権限は介護保険と一体的なものであり移譲が適当。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 介護保険業務と一体で考えるべき。</li> </ul>	A 老人福祉法上の特別養護老人ホーム等の指導監査については、介護保険の報告徴収及び質問と同様に、市町村への権限移譲が望ましい。
23	障害福祉（福祉事業所指定）	障害福祉サービス事業所の指定については県の権限となっているが、サービスの給付を市町村が中心となって行う制度に移行したことに伴い、指定から給付、審査までを一元的に市町村が行うことが望ましい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 障害者事業の指定及び指導についても、地域生活支援事業の関連もあるため、移行が望ましい。</li> <li>● 事業者指定権限と指導監督権限をセットで考えるべきではないか。</li> </ul>	A 中核市においては、社会福祉法人の許認可及び監督権を有するため、中核市のエリアを越えない社会福祉法人に係る事業者指定権限を移譲するほか、相当規模の市についても権限移譲を検討する。（本件は、専門知識と経験が求められる業務であり、県では広域振興局発足に際して、指導監査部門を集約しているものであることに鑑み、かかる体制を整えることのできる市を想定する必要があると思われる。）

※ 「検討部会における意見等」欄について、移譲等に積極的な意見に○印、反対意見又は検討課題等に関する意見には●印を付している。

各行政分野における役割分担等の検討の状況【保健福祉検討部会】

No.	主な論点	内 容	検討部会における意見等	検討の方向 〔 A役割分担、B県と市町村の二重行政の解消、 C県の市町村への関与の是正、D国への制度改正要望 〕
24	特別障害者手当	特別障害者手当については、福祉事務所を置く市町村の事務とされているため、町村の受給者においては、他制度との連携が芳しくない。	○ 障害関連の各種受給証明書や手当等の決定についても、市町村が担当の方が利便性が高い。	A 障害者施策等における支援の主体は市町村に移行しており、各種給付事業はほとんどを市町村が分担しているため、特別障害者手当の給付事務も町村において実施することにより、受給者の現状把握が適切に行われ、他制度との連携の下に的確な給付が可能となる。 ただし、生活保護制度と異なり、隣接市等への委託は認められていないので、町村において福祉事務所を設置することが前提となる。
25	療育等関係 (障害者相談員の委嘱)	障害者相談員については県が委嘱し、活動状況報告を受理しているが、市町村が行う相談事業と一体性を持った活動が望ましい。	○ 障害者相談員の研修は県が実施することとし、委嘱については移譲可。	A 対象者（障害者）に身近な市町村から委嘱を受け、活動、報告等することで、相談案件の行政への連絡等、課題への対応が迅速、的確に行える体制となる。 県内においては、特例条例に基き一部の市町村が、権限移譲を受けているので、これを拡大するよう努める。
26	児童福祉	<p>① 児童相談業務については、法律上の役割分担では市町村が実施し、そのうち専門的な知識・技術を要するものを県が応ずることとされているが、実態は県（児童相談所）が通常の相談にも応じている。</p> <p>② 保育士養成施設からの国への業務報告については、県で各養成施設の保育士資格取得状況等の取りまとめなどを行うのみであり、県の関与の度合いが低いものである。</p> <p>③ 認可外保育施設の指導事務については、地域における一体的な児童福祉行政の推進上、また自己完結性を高めるため、さらに利用者の身近なところでの指導事務が望ましい。</p>	<p>● 最近ではネグレクト等の児童問題が出てきているが、市町村には専門職員がいない。地元の矢巾町などを見ていると、どうしても専門的な分野は弱いと感じる。そういう専門的な勉強ができない段階で、移譲するには早いかなど感じる。それら、教育とか研修とかである程度専門性がついてからの移譲の必要性を感じる。</p> <p>特になし</p> <p>○ 認可外保育施設の指導事務については、地域における一体的な児童福祉行政の推進上、また自己完結性を高めるため、さらに利用者の身近なところでの指導事務が望ましいため、市町村所管とすべき。</p>	<p>A B 児童相談業務について、法制度上の役割分担に問題はないが、実態として市町村の対応力が低く体制が弱く機能不全の面があることから、この役割分担が機能するため、市町村の相談体制の確保、充実が課題である。</p> <p>D 保育士養成施設から国への業務報告について、児童福祉法施行令に規定されていることから、県を経由せず、直接国に報告するためには、当該事務廃止のために当該施行令の改正が必要</p> <p>A 認可外保育施設の指導事務については、現在6市町村に移譲しており、移譲が可能であることから、今後も市町村の意向を踏まえ移譲を図る。</p>
27	児童手当	<p>児童手当の受給者への支給等に係る事務は、市町村が行う第1号法定受託事務とされている。</p> <p>市町村への児童手当の国庫交付金事務及び指導等事務については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）に基づく都道府県知事の同意に基づき、国に代わって県が行っているが、国の通知により実施している支給状況調査については、交付金や県負担金に関与しない公務員分の受給者数まで国から求められており、法令上、全く根拠のない事務を都道府県が行っている。</p>	○ 保健分野と同様、各種手当や相談等について市町村が担当したほうが利便性が高い。	D 事務実施の法的根拠の明確化。 法定受託事務とした場合の国における適切な予算措置が必要。

※ 「検討部会における意見等」欄について、移譲等に積極的な意見に○印、反対意見又は検討課題等に関する意見には●印を付している。

各行政分野における役割分担等の検討の状況【保健福祉検討部会】

No.	主な論点	内 容	検討部会における意見等	検討の方向 〔 A役割分担、B県と市町村の二重行政の解消、 C県の市町村への関与の是正、D国への制度改正要望 〕
28	児童扶養手当	児童扶養手当の認定・支給事務については、市部の住民は市において、町村の住民は県（振興局）において行なっており、町村では認定請求書及び各種届の受理と事実確認業務のみとなっている。	○ 町村への権限移譲で問題ない。	A 住民に対する相談窓口の総合化やワンストップサービスの観点及び母子家庭等への情報の提供による自立支援促進の観点等から、住民に身近な市町村で対応することが効果的・効率的であり、町村部への権限移譲が望ましい。（法改正が必要） 移譲にあたっては、その業務量、人的、処理する電算システム等財政的な面等を踏まえ総合的に検討する必要がある。
29	特別児童扶養手当	障害者施策等における支援の主体は市町村にシフトしてきているが、特別児童扶養手当については、市町村の役割は認定や各種届を受理及び審査し、県に進達するのみである。	○ 役割分担変更については賛成。	A 市町村によっては障害程度の審査を行う医師の確保が難しい場合があることから、従来どおり障害審査については県が嘱託医を委嘱する方法で行い、支給認定事務については市町村が行うのが望ましい。 しかし、各市町村が事務を行うためのシステムを導入することから非効率。
30	母子・寡婦福祉	母子福祉行政は、住民に密着している行政事務であり、現在でも市町村窓口の協力を得ながら事務を進めている状況であり、基本的には市町村に権限を移すことが適当と思われる。	○ 社会福祉法、母子及び寡婦福祉法では、既に市福祉事務所で母子及び寡婦福祉業務を担うこととされている。	A 自立支援に関する相談・就業支援業務は対住民サービスとして、各種相談業務と一環し市町村で対応することが効果的・効率的であり、町村部への権限移譲が望ましい。（法改正が必要） 一方、母子寡婦福祉資金貸付けについては、借受者の広域での転居・移動等による事務の煩雑化や非効率化を勘案し、現行どおりの対応が適当。

※ 「検討部会における意見等」欄について、移譲等に積極的な意見に○印、反対意見又は検討課題等に関する意見には●印を付している。

各行政分野における役割分担等の検討の状況【商工労働観光検討部会】

参考1-4

No.	主な論点	内 容	検討部会における意見等	検討の方向 A 役割分担、B 県と市町村の二重行政の解消、 C 県の市町村への関与の是正、D 国への制度改正要望
1	産業振興 (ものづくり)	問題点等は特になし。	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村が自ら産業振興策を行うのは当然としても、市町村だけでは限界があって、これまでも地方振興局と一体となって広域で進めてきており、地方振興局の役割は重要。</li> <li>工業（ものづくり）系の産業振興は、市町村だけでなく広域単位で行うのが一番良い。</li> <li>市町村への権限移譲を進める場合、地域の事業者に対する支援や、サービスの質とスピードの両面での向上が必要であり、県がこれらをバックアップするシステム等が必要ではないか。</li> </ul>	A 基本的にこれまでの役割分担に基づきながら、市町村、及び県が連携しながら進めることが望ましい。
2	産業振興 (商業まちづくり)	<p>1 「選択と集中」の考え方に基づく新中心市街地活性化法による国直轄支援制度への転換により、国、都道府県及び市町村の連携体制（適切な役割分担、連携）が弱くなっている。</p> <p>2 同様に、市町村への支援が限定され、地域（特に地方小都市）によって、適切な活性化事業の推進に制約が生じている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>まちづくりの背景となる地域コミュニティが、県北沿岸地域や中山間地では崩壊しており、市町村でも商工団体でも、手詰まりの状況にある。</li> <li>中心市街地活性化の基本計画の認定事務は、地域事情を理解している県や市町村に移譲することが考えられるが、現行の国の補助金等は継続が必要。</li> <li>県が制定を予定している「大規模施設の立地誘導に関する条例」が機能し、指導監督等がしっかり行われることが必要。</li> <li>地域経済や地域の商店街は危機的な状況にあり、権限移譲を受けても活性化は難しいのではないか。</li> <li>市町村だけでなく商工団体も役割を担い、それに対して県が広域的な立場で支援をするのが妥当。</li> <li>（この事務に限らず、）処理件数の少ない事務は、個々の市町村に事務を移譲するのではなく、県がまとめて処理した方が効率的ではないか。</li> </ul>	D 中心市街地活性化基本計画の国による認定事務は、廃止すべき。（現行の国の補助金等は継続が必要）
3	中小企業振興	問題点等は特になし。	<ul style="list-style-type: none"> <li>経営（革新の）支援は、市町村だけでは難しく、国、県に加えて、いわて産業振興センターに集中して効率的に取り組んできており、同センターの役割分担として、広域的な支援をしていくことを加える必要あり。</li> <li>同センターに限らず、広域的な支援機能を有する支援機関及び商工団体が広域的な支援の役割を担うことが必要。</li> </ul>	A 基本的にこれまでの役割分担に基づきながら、市町村、県及び民間が連携しながら進めることが望ましい。
4	観光	観光客のニーズが多様化し、それに応えるための受入体制が強化不足。	<ul style="list-style-type: none"> <li>観光は、産業振興の中では、市町村が中心となって進めることが可能であり妥当ではないか。</li> <li>小規模市町村においては、観光は、中小企業対策や中心市街地活性化等と一体的に取り組む必要がある。</li> <li>行政区域を意識せずに観光地を巡る観光客に対応するためには、市町村域を越えた広域観光の推進が重要であり、具体的には、広域的な観光（産業）振興戦略の策定、情報発信、誘客活動の実施については、市町村を中心としながら、広域振興局や地方振興局が、民間の観光関係業者等と一体となって取り組む必要がある。</li> </ul>	A 基本的にこれまでの役割分担に基づきながら、市町村、県及び民間が連携しながら進めることが望ましい。
5	労働(労働)	<p>1 権限と役割分担が一致していないため、県におけるサービスの提供が、情報の提供、情報の整理に偏っている。</p> <p>2 また、労働行政に関する県の関与について、協力や連携などに留まっているため、労働相談における例に見られるように、多くの団体、機関で対応しながら、実際の解決に至らず、根本的な解決につながらないという不満となっている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>労働行政は、労働基準行政、雇用均等行政、職業紹介行政の三つに大きく分かれるが、これらは県に一本化し、国との二重行政を解消するのが妥当。</li> <li>労働関係は、県と市町村よりも、国と県の役割分担の解決が先ではないか。</li> </ul>	D 労働行政全般について、国と県の二重行政が生じており、住民に身近な業務である労働基準行政、雇用均等行政、職業安定行政や、国が雇用対策の観点から実施している早期再就職を図るための離転職者訓練等の事務は県に移管すべき。

※ 「検討部会における意見等」欄について、移譲等に積極的な意見に○印、反対意見又は検討課題等に関する意見には●印を付している。

各行政分野における役割分担等の検討の状況【商工労働観光検討部会】

No.	主な論点	内 容	検討部会における意見等	検討の方向 (A役割分担、B県と市町村の二重行政の解消、 C県の市町村への関与の是正、D国への制度改正要望)
6	労働(職業安定)	住民に身近な業務は地域で実施すべき。	● 合併市町村において、旧市町村の職業訓練協会がそのまま残っている場合、包括的に施策を行うためには、同協会の広域化を検討すべきではないか。	
7	労働(職業能力開発)	職業訓練実施団体が実施する職業訓練への参加者が減少しているため、当該団体の運営財源となる訓練参加費や国、県からの補助金が減少し、当該団体の運営に苦慮している状況にあり、補助対象基準を充足しない訓練は見送られて団体運営が優先されることで、少数の訓練受講希望者の訓練受講機会が失われるという不利益を受けている事例がある。	特になし	
8	中小企業団体等の組織に関する法律、中小企業等協同組合法	事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会について権限移譲対象組合を「地区が一の市町村の域を超えないもの」としているが、大半の組合は市町村をまたがっており該当しないため、移譲効果が薄い。	○ 市町村に事務を移譲することで情報共有が図られ、市町村と組合等の双方にメリットが生じる。 ● 複数市町村にまたがる組合等の場合、主たる事務所を所管する市町村が事務を行うことも考えられるが、その場合、一部の市に事務が集中すること、当該市が支援策を行う際に効果が当該市以外にも及ぶ等の問題点がある。	A 市町村の区域を超えない組合については、市町村への権限移譲を進めていく。
9	中小小売商業振興法等・施行令	高度化事業計画に定められる事業は、計画の性格上及び過去の認定の実績から各市町村の区域内で実施されており、広域行政を担う県が事務を行うのは、市町村との役割分担を考えるうえで問題がある。	● 関連する融資関係の事務は県が行なう必要がある(←貸付金の原資が国と県)ことから、市町村に権限を移譲した場合、窓口が増えることで企業側の負担が増えるため、県が中心となって事務を行った方がスムーズ。 ● 権限を移譲しても、県の融資が伴うもの等、市町村で事務が完結しないものは検討が必要。 ● 権限移譲により、サービスの利用者である、県民や事業者の手続きが分かりにくくなったり、煩雑になることは避ける必要がある。	A 権限移譲をしても、市町村で事務が完結しないことから、基本的にこれまでの役割分担が望ましい。
10	商工会議所法、商工会法	1 商工会議所の指導監督については、国が依然として一部の権限を持っているため、県から市町村へ権限移譲しても、設立認可の取消しの権限がないなど、中途半端な移譲にしかない。 2 県から市町村への権限移譲について、市町村の手挙げ方式に拠っているため、移譲が進まない。	● 市町村への権限移譲を進めた場合、国や県の施策の統一性が崩れる懸念があり、県全体で産業振興に取り組もうとする場合等に、現場まで一体的に機能するような手立てが必要。 また、権限移譲により、商工会が市町村の下請け機関化してしまう危惧がある。 ○ 定款変更等の定型的な事務は市町村に移譲することが妥当。 ● 日本商工会議所及び全国の商工会議所は、都道府県への権限移譲をこれ以上進めるべきではないと考えており、市町村への権限移譲は論外。 (理由：許認可権限の付与により、行政庁への従属性が強くなる恐れ。商工会議所法の運用が、まちまちになり、全国的に統一した水準の維持が困難になる。) ● 現在は、市と商工会議所が対等な関係で事業を行っているが、県から市町村への権限移譲により、将来的に従属関係になる危険性がある。	A 関係機関との合意形成がなされる場合を除いて、基本的にこれまでどおりの役割分担が望ましい。
11	工場立地法、工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律	問題点等は特になく、希望する市町村に対しては、今後権限移譲を進めていく方針。	○ 市町村への権限移譲は、企業側の手続きが地元で済むメリットがあることから、移譲することが妥当。	A 基本的にこれまでどおりの役割分担に基づきながら、希望する市町村に対しては、権限移譲を進めていく。

※ 「検討部会における意見等」欄について、移譲等に積極的な意見に○印、反対意見又は検討課題等に関する意見には●印を付している。

各行政分野における役割分担等の検討の状況【商工労働観光検討部会】

No.	主な論点	内 容	検討部会における意見等	検討の方向 (A役割分担、B県と市町村の二重行政の解消、 C県の市町村への関与の是正、D国への制度改正要望)
12	全体的な事項		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 産業振興施策は、県固有のもの、市町村固有のものがあり、それぞれの求める役割が自ずと異なることから、単に現場に近いから市町村に権限を移譲するのではなく、それぞれの役割を踏まえ、現実の中で最も効果が上がる仕組みを構築すべき。</li> <li>・ 市町村への権限移譲とは別に、県として産業振興施策の遂行上必要な場合に関与できる権限を留保しておくことが必要。</li> <li>・ 商工団体は、産業振興行政の一端を担っており、県や国の行政を遂行するにあつて不可欠の組織であることから、行政上必要な時には県の権限移譲を受ける仕組みにしておくことが必要。</li> <li>・ 市町村に商工団体の指導、商工業行政に係る権限移譲を行う場合は、十分な支援（人材・ノウハウ資金等）が必要。</li> </ul>	

※ 「検討部会における意見等」欄について、移譲等に積極的な意見に○印、反対意見又は検討課題等に関する意見には●印を付している。

No.	主な論点	内 容	検討部会における意見等	検討の方向 (A役割分担、B県と市町村の二重行政の解消、 C県の市町村への関与の是正、D国への制度改正要望)
1	農業振興 (農地・交流)	<p><b>【農業振興地域の整備に関する事務】</b>                      県農業振興地域整備基本方針及び市町村農業振興地域整備計画の協議・同意については、将来的には、国・県の関与をなくして、県・市町村で完結する仕組みが望ましいが、優良農地の確保や市町村の専門的知識を持った職員の育成・配置など態勢整備の課題があることから、慎重に検討していく必要がある。また、土地利用に関する他法令の取扱いとの整合性を図る必要がある。</p> <p>4 ha 超の農地転用を含む市町村農業振興地域整備計画の変更の国への事前協議・同意は、市町村の主体的・自主的な取組みを促す観点から、4 ha 超の農地転用許可の県への権限移譲と併せて廃止することが適当ではないか。</p> <p>農用地区域内の開発行為の許可は、市町村から権限移譲の要望がなく、県内ではほとんど事例がないことから、引き続き県が許可することが適当ではないか。</p>	<p>特になし。</p> <p>特になし。</p> <p>特になし。</p>	<p>A 市町村農業振興地域整備計画の県への協議・同意については、継続する。</p> <p>D 4ha 超の農地転用を含む市町村農業振興地域整備計画の変更の国への事前協議・同意は、市町村の主体的・自主的な取組みを促す観点から、4 ha 超の農地転用許可の県への権限移譲と併せて廃止することを国に提案する。</p> <p>A 農用地区域内の開発行為の許可は、引き続き県が許可する。</p>
2	農業振興 (農地・交流)	<p><b>【農地転用に関する事務】</b>                      2 ha 超 4 ha 以下の農地転用の許可は、国への協議が義務付けられていること、また、国が 4 ha 超の農地転用の許可権限を有していることで、協議の回答や許可までに時間を要し、地域の実情に応じた迅速な振興施策が講じられない場合があることから、廃止、移譲することが適当ではないか。</p> <p>2 ha 以下の農地転用の許可は、一部の市町村への移譲に止まっているが、市町村の主体的・自主的な取組みを促す観点から、希望する市町村へ順次事務を移譲するとともに、4 ha 以下の農地転用の許可まで、段階的に引き上げることが適当ではないか。</p>	<p>特になし。</p> <p>● 現在、国では国の関与を強化する方向で検討中であり、慎重な取扱いが必要。                      ○ 地域の実情に明るい市町村が転用の許認可を行うことは時代の流れであり、国の関与を廃止すべき。</p>	<p>D 農地法に基づく、2 ha 超 4 ha 以下の農地転用の国への事前協議・同意は、協議の回答や許可までに時間を要し、地域の実情に応じた迅速な振興施策が講じられない場合があることから、廃止すること、また、農地法に基づく、4 ha 超の農地転用の許可権限は国が有しているが、県の実情に応じた迅速な振興施策が講じられない場合があることから、県に移譲すること、を国に提案する。</p> <p>A 農地転用に関する事務のうち、2 ha 以下の農地転用の許可は、一部の市町村への移譲に止まっているが、市町村の主体的・自主的な取組みを促す観点から、希望する市町村へ順次事務を移譲するとともに、国から県への 4 ha 超の農地転用許可権限の移譲を前提として、4 ha 以下の農地転用の許可まで、段階的に引き上げる。</p>
3	農業普及技術 (技術環境)	<p><b>【エコファーマーの計画認定等に関する事務】</b>                      エコファーマーの認定事務は、一部市町村への移譲に止まっているが、安全・安心な産地づくりなど市町村の農業振興施策と密接に関連することから、全市町村に事務の移譲を拡大することが適当ではないか。</p>	<p>○ 食の安全・安心にかかわる案件であり、地域がより有効な対策を考える上でも、地域の実情が良く分かっている市町村に権限があるべき。</p>	<p>A エコファーマーの認定に関する事務は、一部市町村への移譲に止まっているが、安全・安心な産地づくりなど市町村の農業振興施策と密接に関連することから、全市町村に事務の移譲を拡大する。</p>

※ 「検討部会における意見等」欄について、移譲等に積極的な意見に○印、反対意見又は検討課題等に関する意見には●印を付している。



各行政分野における役割分担等の検討の状況【農林水産検討部会】

No.	主な論点	内 容	検討部会における意見等	検討の方向 A 役割分担、B 県と市町村の二重行政の解消、 C 県の市町村への関与の是正、D 国への制度改正要望
4	農村計画 (団体指導・国営)	【土地改良事業施行の認可等に関する事務】 市町村の区域内で完結する土地改良区営、農協等営土地改良事業の施行認可は、一部の市への移譲に止まっているが、広域市町村合併の進展に伴い、市町村の自主性を高めるとともに、事務処理の効率化を図る観点から、希望する市町村へ順次事務の移譲を進めることが適当ではないか。	○ 市町村が権限移譲を受けて事務を行うメリットは、市町村、土地改良区ともにある。 ● 市町村の体制整備が大変ではないか。	A 土地改良区、農協が行う土地改良事業計画認可等に関する事務のうち、市町村の区域内で完結する土地改良区営、農協等営土地改良事業の施行認可は、一部の市への移譲に止まっているが、広域市町村合併の進展に伴い、市町村の自主性を高めるとともに、事務処理の効率化を図る観点から、希望する市町村へ順次事務の移譲を進める。
5	農村建設 (農地整備)	【土地改良財産の管理及び処分に関する事務】 市町村の区域内で完結する土地改良区営、農協等営土地改良事業の換地計画の審査・認可は、一部の市への移譲に止まっているが、広域市町村合併の進展に伴い、市町村の自主性を高めるとともに、事務処理の効率化を図る観点から、希望する市町村に順次事務の移譲を進めることが適当ではないか。	○ 市町村が権限移譲を受けて事務を行うメリットは、市町村、土地改良区ともにある。 ● 市町村の体制整備が大変ではないか。	A 土地改区等が行う土地改良事業に係る換地計画の認可等に関する事務のうち、市町村の区域内で完結する土地改良区営、農協等営土地改良事業の換地計画の審査・認可は、一部の市への移譲に止まっているが、広域市町村合併の進展に伴い、市町村の自主性を高めるとともに、事務処理の効率化を図る観点から、希望する市町村に順次事務の移譲を進める。
6	森林保全 (保全・治山)	【森林における開発行為に関する事務】 森林内での開発行為に関する事務のうち、市町村の区域内で完結する10ha未満の許可事務、申請許可者への技術指導、違法開発行為への監督処分・行政指導に関する事務については、一部の市町村への移譲に止まっているが、広域市町村合併の進展に伴い、市町村の土地開発計画との調整を図るとともに、適宜立入検査等を行い違反開発の未然防止に努める観点から、希望する市町村に順次事務の移譲を進めることが適当ではないか。	● 専門的な知識を有する職員が少ないこと、また、職員の人事異動による移譲事務の安定性に不安。 ● 市町村の規模により移譲後の県の支援方法等を検討する必要がある。	A 森林内での開発行為に関する事務のうち、市町村の区域内で完結する10ha未満の許可事務、申請許可者への技術指導、違法開発行為への監督処分・行政指導に関する事務については、一部の市町村への移譲に止まっているが、広域市町村合併の進展に伴い、市町村の土地開発計画との調整を図るとともに、適宜立入検査等を行い違反開発の未然防止に努める観点から、希望する市町村に順次事務の移譲を進める。
7	森林保全 (保全・治山)	【保安林に関する事務】 保安林内での間伐に関する事務のうち、市町村の区域内で完結する保安林内における間伐届出に関する事務については、広域市町村合併の進展に伴い、市町村窓口での届出を可能とし、届出者の利便性の向上を図る観点から、希望する市町村に順次事務の移譲を進めることが適当ではないか。	● 専門的な知識を有する職員が少ないこと、また、職員の人事異動による移譲事務の安定性に不安。 ● 市町村の規模により移譲後の県の支援方法等を検討する必要がある。	A 保安林内での間伐に関する事務のうち、市町村の区域内で完結する保安林内における間伐届出に関する事務については、広域市町村合併の進展に伴い、市町村窓口での届出を可能とし、届出者の利便性の向上を図る観点から、希望する市町村に順次事務の移譲を進める。

※ 「検討部会における意見等」欄について、移譲等に積極的な意見に○印、反対意見又は検討課題等に関する意見には●印を付している。

各行政分野における役割分担等の検討の状況【県土整備検討部会】

参考1-6

No.	主な論点	内 容	検討部会における意見等	検討の方向 A 役割分担、B 県と市町村の二重行政の解消、 C 県の市町村への関与の是正、D 国への制度改正要望
1	道路事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>県道、市町村道の早急な見直しが出来ない場合の措置をどのようにするか。（「道路法第17条第2項」による移管等）</li> <li>県としての支援方策はどこまで必要か？</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村内で完結する県道については、市町村の希望があれば移譲すべき。</li> <li>「完結」の意味合いを「物理的に1市町村内に存在する」ということではなく、「県道が概ね1市町村の区域内にあり、その地域内限りの交通が主なもの」と考えるべき。</li> <li>道路法第17条第2項による県管理道路の市町村への移管を考えると、財政的な裏付けについても明らかにすべき</li> <li>道路法第17条第2項の適用を「町村」まで拡大すべき。</li> </ul>	<p>A 「道路法」に基づき、国、県、市町村がそれぞれの管理道路について管理者責任を果たすことを基本とする。</p> <p>A 現在市町村合併が進んだことにより、路線の全区間が1市町内に存する県道が増加してきた状況もあり、今後、道路ネットワークの見直しを進め、国道・県道・市町村道の再編を行う必要。</p>
2	河川事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>一級河川においては、直轄管理、県管理、市町村管理があり、住民の立場から見れば管理者、役割分担がわかりにくいのではないか。</li> <li>現在、県が管理している河川（1,2級河川）を市町村が管理することは技術面、体制面において可能か？</li> <li>県の支援方策はどこまで必要か？</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現在の県管理河川については、技術面・体制面から引き続き県が管理していくことが望ましいと考える。</li> <li>市町村は準用河川のほかに河川法の対象外であるが普通河川の管理も実施している。</li> <li>国の関与については、河川管理が住民の安全確保に大きな関わりがあり、本来国が果たすべき役割であることから、ある程度やむを得ない。</li> </ul>	<p>A 自然災害からの国土の保全や住民の生命・財産の保護といった観点から適切な役割分担となっており、基本的に現在の役割分担を継続。</p>
3	砂防事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>急傾斜地崩壊対策事業は受益範囲が限定されるものであり、避難体制の整備と併せて市町村が担うことが望ましいのではないか。</li> <li>技術面、体制面で市町村の対応が可能か。</li> <li>県としての支援方策はどこまで必要か？</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自然災害から国民の生命・財産を守る観点から、従来通りの役割分担が妥当。</li> <li>市町村への移譲となれば、財政状況や管理体制等を勘案すると大きな混乱が予想される。技術面、体制面でも困難。</li> <li>警戒避難体制は市町村が構築するものであり、土砂法に基づく土砂災害警戒区域等の指定のための基礎調査も市町村へ移譲すべき。</li> <li>土砂警戒区域等の指定については始まったばかりであり、指定率がある程度上昇するまでは、県の指導が必要。</li> </ul>	<p>A 「砂防・地すべり分野」は自然災害からの国土の保全や住民の生命・財産の保護といった観点から適切な役割分担となっており、基本的に現在の役割分担を継続。</p> <p>A 急傾斜地対策については、砂防・地すべりと比較した場合、受益範囲が限定されるなど市町村対応が望ましいとの意見もあるが、技術面・体制面から現時点で対応は困難。</p>
4	海岸事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>現在、県が管理している海岸保全施設を市町村が管理することは技術面、体制面において可能か？</li> <li>県としての支援方策はどこまで必要か？</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国民の安全、安心を守る観点から、国において果たすべき役割であり、従来とおり管理すべき。</li> <li>海岸保全施設は、国・県・市町村とも同一レベルでの施設整備、維持管理が出来るよう国において必要な財源措置を講じるとともに、住民の視点に立った窓口の一本化を図るべき。</li> </ul>	<p>A 自然災害からの国土の保全や住民の生命・財産の保護といった観点から適切な役割分担となっており、基本的に現在の役割分担を継続。</p>
5	都市計画事業	<p>【事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>同一市町村内で完結するエリア内の国、県道も含めた街路事業などは市町村が実施することの可否。</li> </ul> <p>【手続き】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>県によるチェックの必要性はあるか？</li> <li>必要な場合その範囲は？</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村内で完結するエリア内の国・県道を含めた街路事業等は市町村ということではなく、あくまで道路管理者が行うべき。（道路法17条第2項による移管を考えるべき）</li> <li>都市計画の多くの権限が市町村にあるが、市町村の考え方に差があり、県下の統一的な都市計画を図るには、一定のチェックは必要。</li> </ul>	<p>A 地域づくりや住民生活に密着した分野であり、法律の許す限り、本来市町村がその事務を担うことが望ましい。</p>
6	下水道事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>現状の役割分担の問題点は何か？</li> <li>県と市町村の二重行政となっている事項があるか。</li> <li>是正が必要な県の市町村への関与はあるか。</li> </ul>	<p>特になし。</p>	<p>A 地域づくりや住民生活に密着した分野であり、法律の許す限り、本来市町村がその事務を担うことが望ましい。</p>

※ 「検討部会における意見等」欄について、移譲等に積極的な意見に○印、反対意見又は検討課題等に関する意見には●印を付している。

各行政分野における役割分担等の検討の状況【県土整備検討部会】

No.	主な論点	内 容	検討部会における意見等	検討の方向 (A役割分担、B県と市町村の二重行政の解消、 C県の市町村への関与の是正、D国への制度改正要望)
7	住宅対策事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>住宅行政において県が担う「広域事務」、「連絡調整事務」、「補完事務」は何か？</li> <li>基本的施策については、県が人的支援、財政的支援を行いながら、市町村が行うことが出来ないか？</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>バリアフリーや耐震診断などの公営住宅に共通した課題に対する技術的指導等は県が担う「広域的事務」。</li> <li>「連絡調整事務」は県の住生活基本計画の達成に向けた市町村との連絡調整や補助金関係事務の調整事務。</li> <li>「補完事務」とは、公営住宅が市町村だけでは需要に十分応えられない場合に供給すること、市町村の住宅供給に対するインセンティブ付与。</li> <li>● 国の基準等によりニーズに応じた住宅整備が出来ない。</li> <li>● 公営住宅においては、県と市町村で同じ入居希望者に対して住宅供給を行う仕組みとなっており、その点で二重行政。</li> <li>● 県の役割分担を法律上明確に位置づけるべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>A 地域づくりや住民生活に密着した分野であり、法律の許す限り、本来市町村がその事務を担うことが望ましい。</li> <li>AB 公営住宅整備においては市町村と県で整備主体の区分があいまいな状況にある。</li> <li>D 県の役割分担を法律上明確に位置づけるべき。</li> <li>D 公営住宅等の整備や入居者の基準は、一律の基準を国が定めているが、地域の特性を踏まえた受託政策を実施するためには、国が最低限の基準を示しつつも地方の裁量によって主体的に実施していくことが必要。</li> </ul>
8	港湾事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の交通やまちづくりの観点から、基本的には市町村（一部事務組合、港務局を含む）が総合的に管理すべきか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>まちづくりの観点もさることながら、港湾には物流拠点という最も重要な役割があり、この観点での検討が優先されるべき。</li> <li>「重要港湾」と「地方港湾」とでは規模や役割も違う。その観点での検討も必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>A 「重要港湾」（久慈、宮古、釜石、大船渡）は「県の物流拠点」としての性格が強く、その面からの利活用を考える上で、県がその役割を担うべき。</li> <li>A 「地方港湾」（八木、小本）については、「地域の交通やまちづくり」の観点から、市町村の役割を主体とする考えもある。</li> </ul>

※ 「検討部会における意見等」欄について、移譲等に積極的な意見に○印、反対意見又は検討課題等に関する意見には●印を付している。

各行政分野における役割分担等の検討の状況【教育検討部会】

参考 1 - 7

No.	主な論点	内 容	検討部会における意見等	検討の方向 A 役割分担、B 県と市町村の二重行政の解消、 C 県の市町村への関与の是正、D 国への制度改正要望
1	学校教育 (義務)	学校教育（義務）における県や市町村、学校の役割分担を考える場合の基本的視点は何か。	<ul style="list-style-type: none"> <li>県や市町村は、「現場でできるものは任せて、できないものをサポートする」という柔軟なスタンスで、学校ではできない部分をサポートするのが良い。</li> <li>県も市町村も学校強化を第一に考え、学校経営をサポートするのがスタート。子どもに最も身近な学校が主体的に経営ができることが大事であり、学校ではできないことをサポートしていく仕組みが良い。</li> <li>今までの上意下達の管理型の教育行政から脱却し、現場からの経営に転換する必要があるのではないかと。</li> </ul>	
2	学校教育 (義務)	学校教育（義務）における県の果たすべき役割はあるか。あるとすればその役割は何か。	<ul style="list-style-type: none"> <li>県は、岩手の産業や地域の特性などを踏まえた教育のあり方、ビジョンなどを示し、市町村や学校は、その中から地域や学校の状況に応じて選択できることが望ましい。</li> <li>どこまで出すかの判断は難しいが、県の大きいビジョンは必要。ただし、市町村や学校独自の方針や課題もあるので、それとの整合性も取らなければならない。</li> <li>国と市町村の間の盾となり、市町村や学校が独自性のある学校経営を行ううえで支障となる制度の国との調整なども県の役割の一つではないかと。</li> </ul>	A 学校教育（義務）についての、県の果たすべき役割について検討。
3	学校教育 (義務)	学校教育（義務）において、県の役割があるとすれば、当該役割に係る県の施策形成への市町村の参画、関与の仕組みは必要ないか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>ビジョンや施策が一方向的に示され、そのプロセスが見えないと、押し付けに感じてしまうので、現状や課題を共有することが大事ではないかと。</li> <li>ビジョンや政策決定の場に現場の視点が入る配慮が必要。</li> </ul>	A 学校教育（義務）における県の施策への市町村の参画、関与の仕組みについて検討。